

別記様式第六（第二十四条関係）（昭42建令20・全改、昭44建令52・昭49総府令39・昭50総府令64・昭53総府令23・平6総府令29・平12総府令103・一部改正、平18国交令3・旧別記様式第四線下・一部改正、平20国交令31・令2国交令98・一部改正）

（第 一 面）

（A 3）

不動産鑑定士 変更登録申請書				収入印紙 はり付け欄 (消印して はならない)	
不動産の鑑定評価に関する法律第18条の規定により、下記の事項について 変更の登録を申請します。					
年 月 日					
申請者の住所 及 び 氏 名					
地方整備局長 殿 北海道開発局長					
登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日		
事 項		変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日	

備考 登録免許税を印紙により納付する場合には（第二面）は、必要としない。

(第 二 面)

登録免許税納付書・領収証書はり付け欄

(折
り
線)